

京都市上下水道局告示第75号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年3月20日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都府亀岡市柳町33番地

信和工務店

桂 祥浩

2 変更事項

(商号の変更)

有限会社 信和工務店から信和工務店に変更

(上下水道局下水道部管理課)